

平成 16 年 第 2 回

高森町議会 7 月臨時会会議録

平成 16 年 7 月 23 日 開会

平成 16 年 7 月 26 日 閉会



高 森 町 議 会

7 月 2 3 日 (金)

平成16年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成16年7月23日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

6番 野中 謙三君

7番 本田 生一君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（4日間）

自 平成16年7月23日

至 平成16年7月26日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
7月23日（金）	本会議	
7月24日（土）	休 会	
7月25日（日）	休 会	
7月26日（月）	本会議	

日程第3 議案第41号 蘇陽町・高森町合併協議会の設置について

日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について

（高森中学校プール建設本体工事）

日程第5 議案第43号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

日程第6 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定について

日程第7 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する者の数の決定について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

14 番 後藤英範君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリセンター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局次長 古庄良一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成16年第2回高森町臨時議会を開くに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、去年の長雨、また冷夏から一変しまして、大変暑い日が続いております。議員の皆様におかれましては、この猛暑の中、加えて何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

さて、今回、臨時議会におきましては、合併協議会設置協議について、また、工事請負契約の締結について、一般会計補正予算案について、合わせて3件のご審議をお願いするものでございます。

諸議案の内容につきましては、のちほどご説明をさせていただきますけれども、何とぞご審議くださいまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますけれども、お礼を兼ねましてお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成16年第2回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

14番 後藤英範君からは欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 野中謙三君、7番 本田生一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成16年第2回高森町議会臨時会の会期につきましては、本日7月23日から7月26日までの4日間と決定をしております。以上、報告をいたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日7月23日から26日までの4日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日提案されております日程第3 議案第41号については、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第41号 蘇陽町・高森町合併協議会の設置について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第41号、蘇陽町・高森町合併協議会の設置についてを議題といたします。

本案について、町長の意見を含めて提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第41号、蘇陽町・高森町合併協議会の設置について、提案の説明、及び私の意見を申し上げます。

熊本県知事より市町村合併の特例に関する法律第4条の2、1項の規定に基づき、蘇陽町・高森町を同一請求町とする合併協議会設置の請求がありました旨、平成16年6月16日付けで通知がありましたので、同条第6項の規定により、私の意見を付して議会の議決を求めますのでございます。

意見、今回の阿蘇郡蘇陽町、同郡高森町を同一請求関係市町村とする合併協議会の設置については、付議案件は、市町村の合併の特例に関する法律第4条の2の規定に基づき、熊本県知事から関係町村において、同一内容であることを確認され、法定要件であります有権者の50分の1以上の署名をもって住民発議による直接請

求による提案となったものでございます。

これまでの本町の経過は、議員の皆様方がご承知のとおりでございます。平成13年9月2日に、高森町議会に町村合併検討特別委員会が設置され、その後、アンケート調査や住民説明会及び広報誌を通じて、合併の論議を賜ってきたところでございます。

熊本県が示した合併のパターンでは、本町を含む南阿蘇6カ町村で合併を目指すものとしておりましたが、西原の離脱表明、また白水村・久木野村・長陽村で合併を目指すということとした法定協議会の設置、さらには、蘇陽町にあっては、上益城郡矢部町及び清和村との3町村合併を目指すとした法定協議会を立ち上げるなど、本町の近隣町村がそれぞれの合併を進めることとなりました。その結果、白水村・久木野村・長陽村の3村が平成17年2月13日に南阿蘇村として、また、蘇陽町が平成17年2月11日に上益城郡・矢部町及び清和村との3町村で、山都町という合併を予定されております。

本町といたしましては、これらの合併の枠組みから外れた形となっているのも、ご案内のとおりでございます。申すまでもなく、合併のメリットは、財政基盤の強化や財政運営上の効率化であります。今後の財政構造を予想するときに、合併は避けて通れないものと鑑みております。

しかしながら、現時点で、近隣町村の動向を十分に見極める必要があることや、平成17年4月1日からの市町村合併特例法に関する法律の新法が5年間適用されることになり、これらのことも考慮していく必要があるかと私は思っております。

したがって、私は、これまでの基本方針を旨とし、南阿蘇地域の複数の合併を望むものでございます。

以上のような状態を踏まえ、各議員におかれましても、慎重なご審議をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

ただいま提案されました議案は、町村合併問題でありますので、町村合併検討特別委員会における現在までの調査報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会に調査報告を求めることに決定いたしました。

町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 町村合併検討特別委員会の結果報告を申し上げたいと思います。

新議会になりまして、町村合併検討特別委員会といたしましては、昨年6月25日以来、今日まで5回ほど委員会を開き、1回は行政視察研修を行い、調査研究をしたところであります。

昨年6月提出されました蘇陽町を合併対象とする協議会設置請求の住民発議がなされ、第1回、第2回委員会を開き、協議を行ったところであります。その中で、7月9日の委員会においては、蘇陽町を合併対象とする合併協議会設置請求を受け、蘇陽町長及び議長が7月4日来町されたため、その内容について藤本町長が報告、これを受け、特別委員会として、蘇陽町との合併を推進するの可否について協議を行ったところであります。住民発議は無視できないものであり、合併については、前向きに取り組むことを確認をし、さらに、11日全員協議会を開催し、委員会の意思確認事項について報告を行ったところでございました。その後、蘇陽町長につきましては、町議会への付議がなされ、成立をいたしておりません。

平成16年4月1日、合併特例法第4条の2に基づく高森町と蘇陽町を同一関係町村とする合併協議会設置請求の住民発議が行われたことにより、4月16日、町村合併検討特別委員会を開催し、今後の取り組みについて協議を行いました。この結果につきましては、合併の目標を「南阿蘇は一つ」とし、段階を踏んで進め、今後、行われる署名活動の状況や判断材料としての財政状況等について十分検討を行うということで終わっております。

また、5月26日、町村合併検討特別委員会を開催し、前回、4月16日に開催した町村合併検討特別委員会の結果を踏まえ、総務課長、企画財政課長より今後の歳入歳出計画想定表等の説明を受け、今後の取り組みについて協議を行ったところでございます。これを踏まえ、今後、蘇陽町との合併を前提として協議を進める。南阿蘇は一つと考え、蘇陽町、また西原村との協議も検討することを決定いたしております。

6月17日、町村合併検討特別委員会を開催し、合併特例法第4条の2に基づく高森町と蘇陽町を同一関係町村とする合併協議会設置請求書の提出、並びに6月17日の県知事からの通知を受けたことに伴い、今後の取り組みについて協議を行ったところでございます。この結果、町長に対して、早急に合併協議会設置について議会に付議を行うよう要望することを確認したところであります。その旨をその後、6月議会において委員長報告として町長に要望したところであります。

町村合併検討特別委員会のこれまでの協議の結果を見ますとき、南阿蘇は一つの思いから段階として、蘇陽町との協議会設置は必要不可欠ではないかとの意見が多い。これを踏まえ、議員各位におかれては、高森町の今後の将来を考え、十分なる審議をしていただきますよう、特にお願いを申し上げ、報告にかえたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 以上で、特別委員会の調査報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

議案第42号、工事請負契約締結について、ご説明申し上げます。

高森中学校プール建設本体工事の指名競争入札を7月21日に実施し、入札の結果、熊本市健軍本町23番5号、株式会社三津野建設、西尾剛人氏が1億8,564万円で落札をいたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当の教育委員会事務局長がご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 詳細についての説明を求めます。教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） おはようございます。

本日、ご提案申し上げました高森中学校プール建設工事の概要をご説明申し上げます。

今回の計画は、屋内プールとし、延べ床面積996平米、うちプール本体が25メートル掛ける16メートルの400平米、これは7コースでございます。それと、遊泳プール、4メートル掛ける16メートルの64平米のFRPプールを設置いたしまして、屋根につきましては、紫外線をカットできるポリカーボネートオリタンを使用いたします。

今後は、完成後の住民に向けての一般開放等の検討を深めていきたいと考えております。

以上、概要をご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。答弁については、自席からの答弁を許します。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回も指名競争入札という形で行われましたけども、私は、以前から申し上げておったとおり、一般競争入札あたりの導入は考えられないかということで、いろいろご相談申し上げておった中でありますけども、今回の指名競争入札にまたされた理由を1つと、もう1つは、何社ぐらいの指名をされておったのか、それと併せまして、付帯工事としてどの程度のあとの工事があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 申し上げます。今回、指名競争入札といたしましたのは、ご意見がございました一般競争入札ではいかかかというようなお話でございますが、一般競争入札になりますと、なかなか事務的にも非常に難しい場合がございますので、今回はこれまでどおり指名競争入札とさせていただいた次第でございます。

それから、今回の指名に当たりましては、熊本県内に事務所を有する業者でございますが、これまでの実績、あるいは、営業活動等、総合的に勘案しまして、A1、A2の業者、13社を指名したところでございます。

落札されました三津野建設株式会社には、高森東小学校の建築も請け負われました業者でございますが、今回の工事におきましても、立派に仕事をしていただけるものと確信をいたしておるところでございます。

それから、付帯工事ということでございますが、プール関係につきましては、管理業務委託、これはSDA建築設計さん、それから機械設備には二和興業さん、また電気設備には島田電設さんがそれぞれ落札をされておるところでございます。

事業の内容等につきましては、主管の教育委員会の方から申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 付帯内容ですが、機械設備につきましては、プールの循環設備、換気、衛生器具設備、消火器設備等でございます。電気につきま

しては、屋内、屋外の電気設備一式となっております。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

それともう1つ、工事の期間ですね、いつごろの完成か。それと、併せまして、もちろん来年がプール開きになりますけども、そのあたりの計画がございましたなら、併せてお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 工事期間につきましては、本日の議決日からになるとは思います。それから来年の3月いっぱい、中旬だったですか。3月の10日でございます。申し訳ありません。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） プール開き等はまだわからないんですか。開放する日等はまだ計画していないんですか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 開放につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、検討を今後深めるといってご相談したいと思います。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第43号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第43号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第43号で提案いたしました平成16年度高森町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の少子化対策として、平成16年6月18日に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、就学前までであった支給対象年齢が小学第3学年終了前までに延長されたことに伴う予算措置でありまして、総額880万円の増額補正を行うこととしております。これを現予算と合算いたしますと、43億9,796万円となります。

7ページの、歳入につきましては、児童手当増額分の財源といたしまして、その3分の2は国庫負担金から、6分の1を県負担金と町負担分としてそれぞれ増額補正するものでございます。

8ページの、歳出予算につきましては、法改正に伴いまして、支給対象年齢児童数として延べ約1,400人程度増加となり、総額で880万円の増額補正を行うものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を説明いたしましたので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。答弁については自席からの答弁を許します。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

現在までは、就学前の子供については、国の方からいろいろと手厚い補助をしていただいております。今回、小学校3年生までということですが、これについて、対象年齢はわかるんですけども、それ以外の決められた項目があると思いますが、わかりましたら、詳細に教えていただきたいと思います。要するに、第3子までなのか、全部なのか、いろいろ所得の条件等があると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） お答えを申し上げます。

今、ご存じのように、第1子、第2子については5,000円、第3子以降1万円ということになっております。所得制限はございますが、それでも所得制限で外れた方については、特例給付も付いております。これの上限はちょっとここで記憶

しておりませんが、2段階の救済措置を設けてございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今から子供を産もうという人達についても、こういうふうな制度ができてきますと、大変ありがたいわけでございます。乳児期から小学校3年生までの間に、町の方からいただいたお金をそれをプールしておきますと、どうか中学校の卒業時に高校の入学資金なり、またはその後の資金、大学、専門学校に行くときの資金等に利用することが可能だというふうに考えております。贅沢を言えば、もう少し長くしていただきたかったなど、小学校の6年生ぐらいまではできればしていただきたい。小学校3年生というのは、何も何か中途半端な気がいたしております。なぜ、小学校3年生なのか、なぜ、義務教育の小学校6年生までやらないのか、そのあたりについても、不明な点が多いわけでございますけれども、要は、第1子、第2子、第3子というふうに、給付の額は違いますけれども、そのようにいただけるということになれば、子供を持つ世帯については、大変ありがたいんじゃないかなと思っております。

それと、国の方はそういうふうな制度をつくってくるわけなんです、町の方で、私の方の希望といたしましては、やはり保育園あたりのことも十分考えていただきたい。保育園の措置費等についても、十分考えていただきたいという希望がございます。それについては、これだけ財政が厳しい中でございますから、難しい問題もあると思いますが、やはり今回の参議院選挙の一番の争点でありました年金問題、この年金問題がなぜこういうふうにこじれてしまったかということは、やはりこの少子化というのが、一番元凶にあるようでございます。頭が重たく、下が小さいということで、年金を今から納めようという人たちがどんどん減ってくる中で、年金給付だけは増えておることが現状でありますので、そういう意味からすると、いかに子供をたくさん産んでくれるか。子供を育てるのにいくらお金を節約することができるかということを今後、考えていただきたいと思いますが、その点について、保健福祉課長の方でこれを機会に、何か計画中のものがあれば、計画をしようという気持ちがあるかどうか、お聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 私も子育てをやっておりますが、今のお話のように、大変子育てにお金がかかるということはお案内のとおりであります。財政事情が許せば、これは政策的なことですから、私が申し上げることではございませんが、財

政事情が許せば、私も検討はしてみたいと思いますが、いかんせん、政策的な問題でありますし、財政事情が非常に逼迫しておる中で、町独自にというのは、非常に厳しいのではないかという私の考えはそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 地方交付税もどんどんどんどん減ってきますし、国が打ち出した施策に対抗して、町がまたいろんな施策を打ち出しますと、それを次年度の地方交付税の算出をする際の基準とされるということ、そういうふうな弱みもありますから、独自のなかなか路線を打ち出せないというのは、正直なところ、本当に残念でならないわけですが、しかしながら、そこをどうにかかいくぐって、高森町の少子化対策にくさびを打ち込んでいただきたいなと思っております。

ちなみに、やっぱり子育てが高森町では非常にしにくい現状であるわけですね。高校は高森高校、県立の高校がございますけれども、なかなか県立の高校、地元の高校には子供が行こうとしない。だからと言って、じゃあ、南郷谷から出まして、大津、また熊本市内の学校にやろうとしますと、南阿蘇鉄道のレールバスを使ってJRで行くわけなんです、1月の定期券の代金はJRで立野から水前寺までの金額の方が高森から立野間の金額よりも安いわけですね。これは雲泥の差がございます。それで、やはり交通費に対しても、かなりの負担を強いられておる。そしてまた、一番列車が6時12分ということで、向こうに着いて、水前寺に着いて、また大津に着いて1時間近く子供達が時間をつぶさなければならないということ。そういうことで、やはり子供達を通わせようとしても、なかなかそういうふうな道路的な問題もございますから、通学時間の問題もありますので、なかなか子育てをしようとするときに、高森町というのは、しにくいんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、今後については、こういうふうな保健福祉の方でする給付関係の事業、または町長を中心とした環境づくりという面についても、私は十分な考えと組み立てをしていただかねばならないんじゃないかなと思います。子供がたくさんできて、小学校、中学校までいいとして、高校、大学に行くにつれて、どんどん高森から出なくてはならない。出るためには、それだけの経済的負担が各家庭にいるというふうになってまいります。ですから、通学についても、通学定期の値段の是正をするなり、また、通学について一番列車の時間の変更をするなら、そういうことも踏まえて、高森町の少子化対策というものをやって、高森町で子育てがしや

すいように、そういうふうな環境づくりもやっていただきたい。これだけ今年の夏は非常に猛暑じゃなくて激暑だと言われております。でも、熊本市内あたりではもしかしたら、もう体感温度は40度を超しておるんじゃないかな。そのような中で子供達がやっぱり住んで学校に通う。学校に行く分についてはいいんですが、やっぱりあそこに住むということになってくると、かなりな体力的な消耗もあるわけですね。しかしながら、この高森に住んでおれば、朝晩については非常に涼しい環境である。要するに、家庭学習がよくできるというようなメリットもあるわけでございますから、そういう意味からしたときに、高森からもし、市内に通って行くについても、通いやすい環境を私は今後つくっていただきたい。

それと、保育園、または小学校、中学校についても、高森町独自のカラーというものを出していただきたい。そして、画期的な少子化対策というものを高森町では生み出していただきたいというふうな希望があるわけでございますが、高森町長の方も合併という大変難しい問題が今回出てきているわけですが、財政を踏まえた中で、やっぱり中間の私達の層が一生懸命がんばっておりますから、できれば、お年寄り、または子供達について、安心して学べる、安心して暮らせるようなふるさどをつくっていただきたいと思っておりますけれども、その点について、今後、どのような取り組みでやっていかれるか、その気持ちをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、佐伯議員の方からいろいろとご意見等をいただきました。大変参考になることばかりだったと、全く同感でございますけれども、なかなか財政面、いろんな面で余裕はないと。本当にその厳しさを何とかしていかなければいかんと思っております。なかなか財源が不足でございます。そのためにも、いろいろと企業誘致等、合併を各議員の方々をお願いをしておるところでございます。何とかして町独自の自主財源探しにも一生懸命努力してまいりたいと、そのように思っております。許すならば、今、13番 佐伯議員さんがおっしゃったように、できる限りのことはするのが当然のことでございますし、そのままそのとおりだとそのように思っております。何とか、今後、努力して、またその努力するためにも、大変自主財源確保ということが一番頭にくるんじゃないかなと思っております。どうか、ひとつそのあたりもご協力方、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定についてを議題といたします。

お諮りします。同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等については、お手元に配布しましたとおり、決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等については、お手元に配布しましたとおり、平成16年7月26日午前10時から高森町議会議場で行うことに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する者の数の決定について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する者の数の決定についてを議題といたします。

お諮りします。同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する者の数については、お手元に配布しましたとおり1名としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、同一請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する者の数については、お手元に配布しましたとおり、1名とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。お疲れでございました。

-----○-----

散会 午前10時35分

7 月 2 6 日 (月)

平成16年第2回高森町議会臨時会（第2号）

平成16年7月26日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 同一請求代表者による意見陳述について

日程第2 議案に対する質疑及び討論採決について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君

農業委員会事務局長	二子石	衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
総務課長補佐	古 澤	建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾	和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----	-------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同一請求代表者による意見陳述について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 同一請求代表者による意見陳述についてを議題といたします。

この意見陳述は、市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第6項の規定により合併協議会設置について付議されたことに伴い、同法同条第7項の規定により同一請求代表者に意見陳述の機会を付与するものであります。なお、意見陳述者に対する質疑はできるものではありませんので、その点をご承知おき願います。

それでは、意見陳述者の入場を許します。

〔意見陳述者入場・所定の席に着席〕

○議長（相馬俊行君） ただいまから去る7月23日に提案されました、議案第41号、蘇陽町・高森町合併協議会設置についてに伴う同一請求代表者から意見陳述を行っていただきます。

意見陳述をされる同一請求代表者の本田英明氏に申し上げます。本日の意見陳述の機会の付与は、市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第7項の規定によって行うものであります。つきましては、意見の陳述に先立って、請求代表者証明書に記載されています住所と氏名を読み上げていただきましてから、意見の陳述を行ってください。

また、意見陳述が終わりましたら、所定の席に着席してお待ちください。

それでは、同一請求代表者である本田英明氏の意見陳述の発言を許します。

本田英明さん、よろしくお願いたします。

○同一請求代表者（本田英明君） 皆さん、おはようございます。

私は、高森町矢津田462-3番地に住んでおります本田英明でございます。

何故、高森町は合併が必要なのか、私の意見をお聞きくださいまして、しっかりと心に受け止めて頂ければ、大変幸せでございます。本日は、高森町の興亡をかけたと言っても決して過言ではないと思われ、最も大事な町村合併に対する厳粛な議会の席で、私の意見が申し述べられることを大変誇りに思っているところであります。

高森町は、大きな自主財源を持っているわけでもなく、本日まであくまで単独姿勢を崩さない町行政ならば、逼迫する経済財政をどう立て直すのか、経済的な舵取りがはっきり見えない町長の基本姿勢に多くの町民から納得のいかない怒りの声が聞こえてくるわけであり、

毎日のように、新聞紙上に掲載されております町村合併の問題、現在の行政のあり方で果たして単独でいけるのか、大きな疑問があると思います。国・県が強力に進めてまいります町村合併、また、近い将来、超大型合併の道州制すら模索されている中で、国・県の強力な行政指導に逆らってまで、高森町は生き残れるのか、私は大事な決断の時期であると思います。

去年の1月25日の熊日に交付税が12%減となり、また、1月29日の新聞には、町村の財政担当者課長会議で合併の枠組みに入っていない自治体は合併協議のテーブルにつくようにとの記事が載っておりました。

誤った町村合併であってはならないために、仲間の方々といろいろな資料も集め、勉強したつもりであります。県の合併相談窓口にも相談を重ねてまいりました。合併に対し、優遇措置等の資料も提供して頂き、そんな中で、単独で生きれる道は何もなく、強化された法的措置による吸収合併、または、勧告による合併しか残されておられません。誠に惨めな姿の町村合併しか残されていないわけであり、南阿蘇の中心にあつて、一番大きな町として繁栄してきた高森町が、行政の判断の誤りによって、吸収、または勧告という姿での合併で全町民を不安に陥れてはならないと私は思っております。

残された道は、ただ一つ、隣接する蘇陽町との合併によって、南阿蘇村との対等合併であると思われ、そうすることにより、吸収合併、あるいは勧告という情けない愚かさから救われる選択肢だと私は思っております。

幸いに、蘇陽の町民から今年の2月末に、高森町との合併がしたい、今一度、その受け皿をつくってほしいとの要望がありました。高森町と蘇陽町は、産業構造も似通っておりますし、生活圏を共有し、人的交流も深く、合併により、今までより

一層一体感が増し、効果的な行財政改革ができるものと私は信じております。

蘇陽町民は、町行政とは裏腹に、阿蘇から離れたくない、阿蘇のブランドを守りたい、先祖より続いてきた阿蘇をしっかりと受け継ぎたい。そんな悲痛な叫び声にも等しい町民の声を聞くとき、世界に誇る大阿蘇は、蘇陽の一面から私は崩れ去ろうとしていると思います。蘇陽より何度も正式に高森町との合併のアタックを受けながら断り続けた結果、阿蘇を離れ、自立できない行政と判断しての、矢部町・清和村との合併に、私も町民の一人として、多少なりとも責任を感じているところであります。蘇陽町との合併は、今後の第1のステップであり、間近と思われる第2次合併で、南阿蘇村との対等合併によって、南阿蘇は一つ、高森を中心に繁栄し後継者の育つ次世代の人々が喜んで住める健全な町づくりをしなければならないと私も町民の一人として思っているところであります。

合併に対し、いろいろと仲間と調べてきました。ご存じとは思いますが、1つの例として申し上げますと、長野県の泰阜村は、確実な民意を調査するために、各戸に封書を渡し、アンケート調査した結果、単独説が多く、自立が決定しております。松島貞治村長は、自立の村の財政政策のために、自ら村長の給与を20%以上カットし、三役、議員報酬を10%以上カットすると発表し、職員を数年間で8名程度削減し、8億前後の建設事業費を2億円程度に抑え、福祉と教育に重点を置く村づくりをすると発表しております。申し添えますが、松島貞治村長と大阪市立大学教授の加茂利男教授の共著によりまして、「自立の村、安心の村」という本まで出版していると記されております。

町村によって、内容は異なりますけれども、単独でいく町村のほとんどは大きな自主財源を確保している町村でありまして、その他の町村のほとんどは泰阜村に等しい財政行政が公表されておるわけでありまして。

本町でも単独ということならば、何らかの財政政策の単独性の公表でもあったならば、行政の町村合併に対する多くの町民の不安と怒りの声はなかったのではなかろうかと私は思っております。年を追うごとに、本町の行政予算が大幅に圧縮されていく中で、行き詰まるのは明らかであると私は思っております。いろいろと合併に対する裏工作の流れる町村合併の問題、果たして、高森町は正当な正しい行政が行われているのか、私には理解できないものがあります。

5月30日の熊日に、町村合併を考える全国リレーシンポジウム2004というのがあります。静岡県で山口俊一総務副大臣を交えてのパネルディスカッションでは、住民の意向に沿わない首長の行動は、首長の保身としか言いようがなく、住民

を犠牲にしてはならないという指摘の言葉が相次いだと大きく新聞に報道されておりました。合併問題につきましては、町民の意思を重視した行政を全町民は望んでいるところでもあります。明治、昭和、平成の大合併、今、高森の平成の歴史は大きく変わろうとしております。単独行政を崩さない本町の行政に対し、民意を問うために、合併特例法第4条の2による同一請求をしたわけでもあります。

署名活動についても、各地から電話等による励ましや署名するから来いとのお温かい電話もたくさん頂きました。高森町を愛する人々の手で、おかげを持ちまして半数以上の日数を残し、913名という大きな署名をいただきました。名簿不足のために満杯になったからどうしましょうかという電話もありましたが、法定数125名ですので、今回はこれで結構ですよということでお答えをして、今日に至ったわけでございます。名簿が多かったらもっと大きな数字に膨れあがっているものと私は受け止めております。

今、大きなうねりとなって、合併に対する気運が高まっているところでもあります。今日、この席で、良識ある議員の先生方の英知の結集によって、限りなく繁栄する高森町を切望する全町民のためにご英断をお下しいたきますよう、高森町の代表として伏してお願いするところでもあります。

南阿蘇の将来の展望をしっかりと見据えた上で、未来の高森町の行く末を託す次世代の子、孫の代々まで、後悔の念を残さないように、議員の先生方の有終の美によって、高森町に明るい光明な日が差すことを信じ、私の意見を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） ただいま意見陳述が終わりました。同一請求代表者の本田英明氏に申し上げます。市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第7項の規定に基づく同一請求代表者に対する意見陳述の機会の付与は以上で終了いたします。議場から退場願います。お疲れさまでした。

[意見陳述者 退場]

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑及び討論採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案に対する質疑及び討論採決を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第41号 蘇陽町・高森町合併協議会の設置について

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、蘇陽町・高森町合併協議会の設置についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回の質疑に対して、町長の方に2、3点お伺いをしたいと思います。

まず、第1点といたしまして、いろんな事業なり、いろんな展開をする上で、住民に対する説明責任というのがあろうかと思えます。行政を預かっている議会、あるいは執行部、町長含め、住民に対する説明責任が十分でないとはやはり判断の材料に乏しいというふうに判断いたしますけれども、その説明責任の中において、住民に対する説明が十分であったのかどうか、これがまず第1点。もちろん、町長就任後1年と数カ月でございますけれども、その間に、こういった形で町長の方が住民側に対しまして、町村合併について説明等をされておったかという部分ですね。

第2点といたしまして、住民の意向をどういう形で町長の方が汲み取り入れられておるのか、住民の意向をどういう形で町長の方が取り入れられて、判断されておるのかというのが第2点、第3点といたしまして、議会内の発言において、町長の方は5町村合併を目指すという形で発言されておりますし、また、議会側もそういうつもりで特別委員会等も設置し、その5町村合併を目指した形で特別委員会等も活動しておりました。議会側もそういう動きをしておりました。その中であって、いよいよ最終決断をするわけでございますけれども、議会内の発言はそうでしたけれども、町長の議会外における発言等においては、ややもすると、逆の立場の意見も入ってきておりました。絶対高森町はもう合併せんで、単独でいきますよということをお伺いしておりますので、そのあたりの事実確認も再度したいと思いますので、以上の3点をお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 説明責任があつたかないかということでございますけれども、このことにつきましては、前町長さん、まず、議員の方々も一緒にそういう各地域の住民に対しての説明はしてあつたと、私は思っております。また、今、この1年数カ月の間にしたかどうかということでございますけれども、近隣町村のいろんな動向を見たり、また、県・国の指導等を仰ぎながらということでございますし、そのあたりも判断のもとにしたいということで、私が住民に行つて説明を、部落に行つてしたことはございます。

それから、住民の意向をどうやって確認するかということでございますけれども、

先日来より、野中議員さんが一般質問等でおっしゃいましたように、意向につきましては、最終的には、住民投票をしたいと、そのように申したとおりでございます。また、5カ町村は地域によっては、合併せんとおっしゃいましたけれども私はそんなことは言ったことはありませんし、それはそんなことをかってに言われても私はそんなことは言ったことはありません。これは事実です。合併はこの前も意見で述べましたように、合併は避けては通れないだろうと、ただその時期をよく見極めにゃいかん。近隣町村のことも見極めにゃいかんということでございます。私は決して合併をしませんとする覚悟はありませんし、そのあたりはよくご理解いただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） まず、説明責任の方についてですけども、前町長は座談会等も数回されて、開かれて、合併についての論議、あるいは最終的には、単独ではこういう形になりますよという部分の説明はされております。残念ながら、町長就任後、新しい藤本町長体制になってからの住民説明というのはされておられませんし、気持ち的な部分としては、5町村枠組みの中で進めていくという部分でその部分では動いていたと思えます。しかしながら、やはり住民から投票なり、要求があって、合併協議会の設置を求める動きがある中では、やはり執行部として、僕は説明責任の部分として、やはり住民に対する現段階の内容、あるいは将来的な高森をどういうふうな形で持っていく、5町村の枠組みについては、こういう形で進めたいという部分については、やはり説明が私は必要であったのではなかろうかというふうに考えております。

それと、住民投票についてですけども、町長が今、再度重ねて言っていただきましたけども、住民投票をしたいというふうにお考えが今ここに出されましたけども、住民投票のやり方も2通りありますので、どちら側のやり方でされるのか、住民からの要求に基づく住民投票なのか、それとも、町長の権限でございます今回の合併の同一発議に基づく町長の権限で住民投票をされるのか、それを確認したいと思えますし、もう1つ、議会外での発言はそういうことはないというふうに町長、おっしゃっていただきましたけども、私の方が間違いでないという部分に関しては、もし、私の発言が間違っておるならば、私の方としては、きちっとしたそういったことをちゃんとお聞きしましたという方をお連れしても結構です。構いませんので、あくまでそういう発言があったというのは、私は事実として受け止めております。ですから、今の私の説明責任と住民投票について、2点は再度ご答弁を願います。

たいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、住民投票のことですけれども、住民投票は最終的に、もう少し近隣町村を見極めた上でのまた県・国、また、各議員さん達のご意見等も拝聴しながら進めてまいりたいということですのでございます。住民の方々から次の機会に住民投票したらどうかと、そう出るかどうか私はわかりませんが、最終的には、住民投票は行いたいということですのでございます。

また、単独と言ったか言わないかということですのでございますけれども、本人がそういうことは言っておりませんから、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 発言等については、あまり私は詳しくはここで述べたくないというのが現状です。あえて申しますなら、その住民投票についてですけれども、住民投票は同一発議をされた場合には、これは日にちはちょっと定かではございませんけれども、10日から20日、正確な数字がちょっと今、資料を持ってきておりませんので、わかりませんが、その以内に町長がどうするという部分の判断が一つされるやり方が1つと、もう1つは、これはあとの結果ですけれども、住民側の方から住民投票条例の設置を求める動きがあつてからの議決した場合の住民投票、その2通りだと思います。再度、どちらの方向でされる考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 再度申しますけれども、よく状況を見極めて、判断したいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 状況を見極める、それは十分わかるんですけども、状況を見極めた中で、やはりこういったのはルールがございまして。どのルールに従ってやるかということです。したがって、17年度他町村が合併する、あるいは、もちろん17年度の4月以降はいろんな合併町村が出てきますけれども、そういった中で、合併の住民投票をやったところで、大した意味もなければ、私は今の段階としては、これもまた住民に対する説明の不十分さではなかろうかと思っておりますけれども、再度、お答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 再度、申し上げます。よく状況を見極めて判断をしたいという

ことでございます。今、判断はしておりません。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

代表者の意見陳述が行われまして、私の住んでおる近くの本田さんでございます。私もこの問題について、地区での説明会がありましたときに、私も議員の立場から出席すべきかしまいか、いろいろ検討した中で、やっぱり言うべきことは言っておかんと、議会なりの動きあたりが誤解されておる部分もあるのじゃないかということで、出席をしてお話をしたところでございます。

今、お話がありましたように、代表者のお話を聞きますと、本当にもっともなご意見がたくさんございました。しかしながら、私達のあとで先輩議員も話されるかもわかりませんが、議会としては、それ相応の動きをやってきたんじゃないかと。町民に対する説明責任が足らなかった部分も多少はこれは認めざるを得ないかもしれませんけれども、私ちょうど議員になりましたときに、この合併問題が始まったわけでございますけれども、私達は1年生でございますので、そのとき今の町長も代表で南阿蘇の枠組みの中の協議に参加されておりましたが、おそらく3回目であったろうと思いますが、今日、出席したらもう西原村は外れたわ、久木野村・白水村・長陽村は俺達だけでやると、蘇陽町と高森町だけが爪弾きをくったと、これじゃあもうどうしようもないというような話で、帰ってこられました。そのとき、その足でおそらくその林業センターで職員全員と議員全員を緊急にお集めになって、そして、そのときに決意をはっきりされたんですね。前の町長はもう最後のときでありました。もう今回の合併は南阿蘇一つでなければならんけれども、こういう状況では高森町は単独で行かざるを得ないと、皆心してひとつ辛抱されるところは辛抱し、単独でがんばろうじゃないかということで一致したと思います。

そのあと、私達は議会で四国に2カ所研修に行きました。また、新しい町長になりまして、山梨県の小淵沢町、それから埼玉の志木市を単独で行くためにはどういう方法があるかというようなことで研修に行った経緯がございます。やっぱりそれぞれこれは町村によって考え方も違いますけれども、やり方次第では生き残れる方法もあるということを私達は信じて帰ったつもりでございます。

そしてまた、蘇陽町との合併についても、前町長が最後の3月であったと思います。蘇陽町から申し込みがあって、議会に最後の議会に付議されるかなと、私達も思っておりましたが、やっぱりそういう経緯があったからでありましょう。前町長は付議をされなかった。そういう経緯があって、蘇陽町は矢部町との協議に入り、

今、どんどん進められて、新しい町名ももうできたというような中で、藤本町長になっても、前の経緯があるというような形でこのような流れになったんじゃないかというふうに思っておりますが、町村合併検討特別委員会も一時は、もう必要ないかなと、議会でも言われたぐらいでありましたけれども、やっぱり協議と勉強会は続けたがよかろうと、こういうことで協議会が設置されたというふうに私は信じております。

そこで、私は、合併が絶対反対と何も言っているわけではありません。避けて通れない、これは大事なことでありますけれども、そういった状況の中で、どうしても蘇陽町とそれをやらなきゃならんかということに多少、疑問を持っておる一人でございます。

なぜ蘇陽町との疑問を持っているかと、やっぱりこれは、小国町と南小国町が決裂いたしましたですね。あれまで行って決裂した。全然高森町と政治手法が違う。私はそう断言してもいいというふうに思っております。

そこで、やっぱり矢部町との協議の中で、今、矢部町民からも非常に不信感を持たれておる。私もこれに注目して、矢部町民の動きを今じっと眺めておるところであります。今、46項目だったかと思えますけれども、その詰めをするのに半年ぐらいでできるのか。来年の3月31日までしかありませんので、できるのか、その辺も心配しておりますし、また、これは、全国町村会が要望書を国に出したもののの中に、確かに合併は進めなければならんけれども、明治、あるいは昭和、平成のこの合併に入っておりますけれども、過去の禍根を残さんがためにどうしたらよいのかと、そういうことで、総務省でもなかなか強制的な合併が進められない部分が私達は苛立ち、そういう部分に苛立ちを持っておるところでございます。

本来ならば、もう少し国・県の指針がしっかりして、そして、Aパターンであったのをパターンどおりに何で進められなかったか。そこ辺を非常に今、疑問視を持っておるところでございます。

確かに地方分権改革の意義、そういうものは私達もわかりますけれども、いろいろと歴史、文化、それから今まで培ってきたまちづくり、そういうものが違う中で、一挙に合併をするというときに、ただ、隣同士がくっつけばいいとか、一緒になれば1万超すからという考え方の合併では町民も安心できないと、本当に合併するならば、やっぱりそういうことから先にじっくり町民に説明をしながら、そして、本当にこの合併を進めていいのかということを進めなければならんであります。

理想は高くと言いますけれども、私も国会あたりで共産党さんの質問をよく聞きます。本当にすばらしい。なるほど聞けば、これが本当に100%実現すれば、日本はすばらしい国になるなどと思って聞く部分がたくさんありますけれども、理想に過ぎない、現実はそうじゃない。2-1が1にならない部分がこれが非常に難しいところ。私も農協の理事あたりをいたしまして、これは経済とは違うと言われれば、それまででありますけれども、したけれども、大きくなれば良くなる、合併すれば良くなる、そういったおんぶ主義、それが浸透したときに、おそらくまた二の舞を踏むんじゃないか、自助努力、各町村、そういった気持ちがないと、合併しても良くなれないと私はそう思っております。

それと、これは、さっきから言いますように、非常に時間的に蘇陽町を最初から嫌っておるんじゃないか。やっぱし一緒に、南阿蘇一つという気持ちを持ってきた部分が崩れたためにこうなったのであって、私は今回、この蘇陽町との合併がもし蘇陽町が矢部町との合併に取り残されたときに一緒になって南阿蘇は一つになる方法を西原村と手を取り合ってやっていくことが私は一番じゃないかと、今、何も慌てるなという気持ちを持っておるところでございます。

阿蘇郡でも南小国町、小国町、それから産山村、西原村、高森町が完全に合併協議から今外れておりますので、何も高森町だけが残ったんじゃないと、私は全国でも岩手、宮崎も非常にこの合併協議会進んでおりません。それから北海道もですね。広いところほど慎重に考えて、町村の広いところほど真剣に考えておると、そういうふうに見ていいんじゃないかというように思っております。

もう1つ、この勧告を受けて、強制的に合併されるんじゃないかというご心配もありましたけれども、これはデータを見ますと、大きな市に村、町が合併するときは編入の形が多いようでもありますけれども、ほとんど規模的に同じぐらいならば新設、対等合併が、これが前提であります。この心配はまずしなくていいんじゃないかと。もし、下と一緒に合併をするならば、高森町を編入したみたいな形にはならんと、これははっきり言えるんじゃないかというように思っております。

それからもう1つ、どんな小さな自治もこれは憲法に保障されておりますので、これを無理やりにあんたはもう町村の資格はないとか、そういうことを国から押しつけることは憲法上許されない、許されないじゃなくて、憲法に保障されておまして、そういうことはまずないだろうと、私もそういうふうには思っております。

これは、やっぱりここだけで、今日は判断をしなきゃならん難しい部分でありますけれども、そういった観点から、今回は、17年4月1日から新しい新法の中で

いろいろ総務省も考えられておられるようでありますし、もし、残ったならば、一緒に両手を挙げて、南阿蘇は一つになる方法をとるべきじゃないか。そういう気持ちでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 8番議員にご注意を申し上げます。ただいまは質疑の時間です。討論の時間ではございません。議員各位注意してください。ほかにございますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今回、住民の方からこのように蘇陽町との合併協議会の設置の住民発議が出されました。このように、町民の皆様方に高森町の行く末について、多大なご心配をおかけしたということは、当時、町村合併検討特別委員会の委員長をしておりました私にとっても、大変反省の至りでございます。

しかしながら、その当時のこと、議員の方からもご質問、ご意見がございましたが、やっぱり住民に対する説明責任と、高森町の今後の行財政の行く末についてという不安がやっぱりこういうふうな形で出てきたものだというふうに思っております。

そもそも県が示しましたAパターン・Bパターン、それが壊れまして、新たな3村合併のパターンが出てきている。そして、その中で、甲斐議員も言われましたが、高森町と蘇陽町が外れる。西原村がその前に外れたわけなんです、その際に対して、執行部に対する役場職員に対するある程度の意気込み、また今後についての取り組みについては、当時の町長、議長等から発言がございました。しかしながら、やっぱり住民に対しての説明が本当にそれが十分であったのかなということになれば、ちょっと足りなかったような気もいたします。

しかしながら、私が住民の方達に意見したいのは、外れまして、それから先、単独で行くためにということで、住民座談会を各駐在区ごとに実行いたしました、その際の参加者の人数ですね、それと、まず1点はその人数の問題、それとあと、今後10年間、要するに合併をすれば、合併後10年間、各合併した新たな自治体であっても、旧自治体に対しての地方交付税の配分はそのまま存続させていくということ、そして、15年後には正常な自治体交付税として交付をされるという国からの基準でございます。これもどんどん改正がなされておりますが、最後にはどうなるかわかっておりませんが、その中において、高森町の財政というものが、今どういう状況にあるのか、また、蘇陽町の財政というものが現在どういう状

況にあるのか、一番関心があるのは、公債の起債残高である。高森町が年間5億円の直接税、町税を徴収する。そして、地方交付税を約20億円、国から交付していただく。そして、うちがいろんな事業をする、その借金の額が60何億だったと思います。あとで詳しい説明をよろしくお願ひいたします。

蘇陽町については、それほど、私達も大まかなところは見たんですが、現在までの数字というものが、なかなかわかりづらいつころがある。また、住民の方達にも判断するにではちょっと足りない点があるというふうに思っております。ですから、その点について、やはり詳しい内容、やはり財政が厳しい、財政が厳しいという住民の声があるということ、この財政が厳しいと言われるその理由がどこにあるのかということをは何か滞ってきたのか、住民サービスのどこかが滞ってきたのか、税金が上がってきたのか、そのあたりについて、歳入面について、また歳出面について、どのあたりを絞ってきたのか、今後、絞っていこうという気持ちがあるのかということをお執行部側にご質問をいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

まず、最初に、蘇陽町と高森町の起債残高について申し上げます。一番近い資料で、平成14年度が一番近い資料になっております。それで申し上げますと、高森町が、これ、100万円単位は切り捨てさせていただきます。65億200万円、蘇陽町が63億7,900万円、以上でございます。

それと、歳出のカットということでございますけれども、現在、今年の予算におきましては、単独補助金の見直し、その他、公共的事業の見直し等をやっておりますし、いわゆる冗費といひますか、消耗的な経費の削減、それもやっておりますので、こういうことにつきましては、特に、今後とも続けていく必要があるように感じております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 14年2月に行われました合併に関する説明会、住民参加数でございますが、河原老人憩いの家が地区住民の方が21名です。それから、朋友館で地区住民の方23名、旧農協草部北部支所で18名です。大体以上のような内容でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 佐伯です。

山東部だけの話ですね。草部南部地域は結構、合併問題についての座談会をしたときには、参加者が結構多かったわけです。しかしながら、高森地域というのは非常に少ないわけですね、いつも。中学校でやったときには結構多くの方達が来ていらっしやいました。しかしながら、やはり高森町の有権者6,000人と考えたときに、何%の方達がこういうふうな合併問題について考えて、本当に一生懸命考えていらっしやるかということを図るために座談会をすれば、このような数字だったわけです。私も座談会等に参加をいたしましたけれども、なかなか来られた頭数見ますと、非常に残念でならなかったわけですが、今回、このようにして住民発議をしていただく方達が1,000名近く連名で出された。それだけの方達が関心を持っておられたということを感じますと、私も大変うれしいわけですが、しかしながら、やはりその流れで、今、企画財政課長の方から蘇陽町の起債残高が63億7,000万円、高森町が現在65億円あると、ただ単に、この起債残高が今後どのような形で償還をしていかなければならないかということを考えます。年次償還なんです、高森町の償還方法は、年間どれだけ償還していくのか、大きな事業に対しての償還が何年に終わるのか、そのあたりの詳しい説明、また、それに対する歳入面の根拠、地方交付税がどれだけあるのか、また、町税がどれだけあるのか、私が執行部からいただいております資料によりますと、蘇陽町の歳入面においての町税の収入は2億円弱、高森町が5億円でございます。ですから、それを考えたときに、やっぱり高森町の2分の1もない自治体がこれだけの事業を今までできていたのかと、社会基盤整備ということでしたということでもありますならば、やはりそれはそれとして否定することはできないし、先ほど、甲斐議員が言われたように、政治手法も違いますし、行政に対する考え方も違いますから、蘇陽町の今までの事業について、私達が批判することはできないと思います。しかしながら、今後、もし一緒になっていくとすれば、その今までされたことに対しての借金、負の部分も高森町が背負っていかなければならない。そういうふうな不安な面を考えましたときに、じゃあ、今まで旧高森地域、高森色見の人達が高森町の税込5億円の何十%、5割近く、5割以上を納めていらっしやる。そして、5割以上の事業を高森町がそれだけしてあげていたかということを反省すると、なかなかそうとも言えないんじゃないかな。そのときに、じゃあ、旧高森色見は、経済的にも今、社会的にも非常に転換期にきて、新たな経済事業の投資をしなければならない時期に、今後、また蘇陽町と合併することによって、蘇陽町の世界資本、また経済資本整備を

優先的に進めなければならないという問題が生じたときに、高森色見地区の皆さん達がどのような反応を示されるかということですね。

ですから、やっぱり町長の考え方とは違うんですけども、やはり合併から壊れたとき、熊本県が示したAパターン・Bパターンの合併が壊れて3村ができたときに、ありとあらゆる可能性というものを探しておく必要はあったかなというふうに反省はいたしておりますが、ただその点について、起債の償還方法、また、蘇陽町の歳入面についての今後の方向、それに私は以前、広域行政事務組合にありましたけれども、広域事務組合の負担の割合の可能性、今後、どのような形で負担していくのか、そのあたりについても、わかりますれば、ご答弁を総務課の方からでもいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 償還の方法につきましては、現在、町の方で借り入れております主な資金は、過疎対策資金と辺地対策事業資金でございますので、これは、元利償還金の80%、それと70%が交付税の方に算入されるということで、そういった有利な借入をしておりますので、その分の財源としては、秋に出ると思われますけれども、税源移譲の分でありますとか、その辺をじっくり充てていくというふうな今の計画であります。

あとの件につきましては、総務課長の方から。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 広域の負担金につきましては、今、いろいろ広域の方も事業を行っております。財政的な計画あたり、今、広域の方でもつくっておりますので、仮に蘇陽町が外れた場合においては、その分は加入の町村で払うような形になってくるとは思います。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） もし、今、総務課長が蘇陽町が外れた場合には、該当する町村で負担することなんです、私はそうはならないんじゃないかなと思うんですね。ゴミ収集、要するに、リサイクルプラザ未来館、このあたりについては、やはりその可能性はない。それと、し尿汲み取りもないと思うんですよ。しかし、介護保険等については、阿蘇郡の中での介護保険の問題でございますから、それはそれとして、やっぱり蘇陽町が負担してくるんだらうと、しかし、介護保険については、設備投資をしておりませんから、もしかしたら、矢部町、清和村地域と合併されるということになれば、そうなる可能性もある。しかし、広域消防につ

いては、分駐所がございますから、その件についても、やっぱりその分駐所、または職員採用の問題もあるから、もしかしたら、そのまま継続でいくんじゃないかなと思います。私がおりましたときに、阿蘇広域行政事務組合にそれぞれの町村の負担割合というものがございます。高森町は、阿蘇広域行政事務組合、住民の方達にご存じじゃないと思いますから、大体お話をいたしますと、リサイクルプラザ未来館、それにし尿汲み取り、浄化槽ですね、浄化槽汚泥の最終処分、それに霊照苑が4カ町村、それに広域消防、そして介護保険の認定事業業務委託ですね、そういう形で阿蘇広域行政事務組合が12カ町村入りましてやっている。その中で、一緒に蘇陽町がかたっていないのが、要するに、ゴミ関係とし尿汲み取り関係、それにはかたっていらない。西原村は消防の方で入っていらない。高遊原に入っていらない。そういうふうな形で、阿蘇広域行政事務組合で一括してやろうと思っても、なかなか地域的な問題が生じてやれない部分がありました。その負担額というものが、私達高森町が現在、阿蘇広域行政事務組合にすべての面で負担しているのが約2億7,000万円あります。蘇陽町が阿蘇広域行政事務組合に負担している金額というのが約1億円ぐらいだと思うんですね。しかしながら、広域事業に負担している蘇陽町のも額は、2億2,000万円あります。1億円は阿蘇広域にやっているんだけど、じゃあ、1億2,000万円はどっちにやっているんだということになれば、矢部町・清和村地域のゴミ収集、または霊照苑関係、し尿汲み取り関係の設備投資に関する負担金をされているということです。そうなりますと、やっぱり合併していけば、それぞれの負担金はそれぞれでやっぱり一緒になれば、もし、一緒になったとすれば、私達は旧高森町の管轄でいけば、阿蘇地域の行政事務組合に2億7,000万円を納めなくてはならない。蘇陽町は、仮定で旧蘇陽町という形で呼びますと、やっぱりそっちは矢部町・清和村の方に納めなくちゃならない。高森町と一緒にあって、阿蘇郡になったからと言って、蘇陽町が矢部町・清和村と一緒につくった設備投資の負担を放棄することは私は不可能であると思うんですね。ですから、それも負担していかなければならないという現実があります。そうなりますと、高森町と蘇陽町合わせて税収7億円の自治体があるうちの5億円をそれぞれの広域の方にやってしまうということになると、2億円しか残高がない。ただ、特例交付金があるということ、しかし、特例交付金の国が交付税算入率というのは70%、これは先ほど企画財政課長が言われたとおり、今現在、高森町が特別に使わせていただいている過疎債と一緒になんです。地方交付税算入率。それと、山東部については、辺地債というのがあります。これ

は特例交付金よりもまだいいんです。80%、10%はまだ上乘せしてから国が面倒見てくださる。そのような優遇される財政基盤があるわけですね。その中において、町長が今、広域行政事務組合の理事もなさっていらっしゃるんですが、見通しとして、今、阿蘇谷にも阿蘇市ができようとしている。ですから、おそらく阿蘇広域行政事務組合の今後の運営についても、どうなってくるかということは、非常に不透明であると思うんですが。毎月理事会等が行われておるといいますから、理事会の中での空気というものは、あなたは身体で察していらっしゃると思うんですね。ですから、その点について、どのようなふうにあなたが受け取っていらっしゃるかということをお答えいただきたい。

それと、15年1月に、改選前なんですね。熊日新聞に出ました。1月30日の熊日新聞に、高森町が蘇陽町をのけ者にして、下の長陽村・久木野村に合併の打診に行ったということ。実は、これには裏があるんですね。1月の臨時議会において、私が単独で行くのであるならば、現在の定数14を12に減らして、財政を少しでも豊かにするように議会も一生懸命がんばろうやということなんです。しかしながら、全員協議会において、いや、高森町は合併については否定はしていないんだと、前向きなんだと、だから、やっぱり動きはしなきゃいかんということで、その際に、決定いたしましたのが、町村合併検討特別委員会の委員長、副委員長、それに町長も一緒になって、まず、下の3村を回ろうやと、そして回ったあとに県の方に行って、こういうふうに戻ってきましたと、そして、蘇陽町に説明に行こうやということだったんですが、どういうわけか、熊日新聞、その際に、参加していたのは、当時の議員さん全員と総務課長であったというふうに思います。それに書記がどなたかいらっしゃったと思いますが、それだけの人数で行っていたのが、ただアポイントメントを各町村とする際に、どこかで漏れた可能性はあるとしても、しかしながら、それも簡単に新聞等にそういうふうな行動が漏れるのかということ、私も不思議でならない。

そして、また、私が驚いたのは、15年の改選の際に、選挙運動で私が回っておりましたら、地域の方がいらっしゃった。「佐伯さん達は合併について何という動きをしようですか」ということで質問がありました。意見がありました。私も反省をいたしました。やはり自分の意志は曲げることがないから、それについて説明をいたしました。その際に、「蘇陽町の町長室に高森町の議員さん行っとらしたとよ」と言われたんですね。私達は全員協議会で行けと言われたから、その際に、長陽村・久木野村を回った。しかし、蘇陽町の町長に行けという話はどこから

もなかったんです。それは、特別委員会の委員長、副委員長、町長が3村を回って、熊本県の振興局に報告をしたのちに、蘇陽町に行きませうということであったんですけども、とうとう行かずに終わってしまった。私達が誠に申し訳ございませんという形で、蘇陽町に対しては、そのあとに誤解を生じたということで、文書を送付しておりますけれども、そういうわけでした。

そういうわけで、非常にこれだけ混迷をしておる。今回の合併については、町長も当時の副委員長でありましたから、その当時の成り行き等についても、覚えていらっしゃるれば、ご答弁をいただきたいし、まずは、広域の行政事務組合の空気と、それとその当時のことをお話いただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 佐伯議員さんの方からのご質問にお答えいたしますけども、いま、阿蘇広域事業、リサイクルプラザ、また、し尿処理問題、一番問題点があるのは、し尿処理関係でございます。海洋投棄が平成19年4月からできなくなるということで、早急に今、その地域選定をやっているところでございます。また、地域選定におきましても、新しい箇所がリサイクルプラザ未来館のところに土地がございますけども、そこは地域的に反対が多く、また、黒川に流し込む、そういう権利と申しますか、汚染するものをつくるものを簡単に白川、黒川の漁業の方々から許可は出ないとじゃなかろうかなというふうな、それだから、今現在あります赤水に造成したいというふうなことに予め、結果が出ておりますし、委員さんの方も町から2人出ておりますから、そのようになっているところでございます。ただ、今、どのような雰囲気かという、合併において、この未来館全体のものを含めてみますと、阿蘇みやま荘、また湯の里荘が2カ所が広域事業の中に含まれております。もちろん、高森からもそういう身体弱者の方が入所なされているのも事実でございます。その負担金につきましては、今のところ、高森町には微々たるものじゃなかろうかなと思っております。一番大きなウエートを占めておるのは、消防関係でございます。消防が約1億円強支払われております。各町村いろいろ考え方がございまして、下3つ合併したなら、今までの町村割のままでいいんじゃないかという人もおりますし、また改めて、人口比率、または平等割、そういうのを計算したらどうかと、いろんな意見が出ておりますけども、今のところは、決定いたしております。今回、先ほどもお話がありましたように、南小国町の合併がボツになりましたし、また、阿蘇市になりましたら、産山村の方がボツで、一歩下がったという

ことでございます。そういうような各残ったところの方が大変町村として小そうございますから、どうやって補っていくものかというのをまだ委員会の中、理事会の12カ町村の中では結論に達しておりませんし、できるものなら、私どもの町は少しでも安い方がいいわけでございますから、そのような努力はしておるところでございます。

今回もそういう合併があるということで、ちょっと直接関係ございませんけども、今、下の柏塚の墓地がございますけども、その横に昔のプラント跡というのがございます。広域事業でございます。そこも今回、あそこは高森町の大きな墓地でございますから、あそこには駐車場も一つもございません。ないということで、今回は無料ということで、払い下げをしていただきました。また、無料という意味はご存じのように、阿蘇町では煙突を建てれば、その補償金が出たりとか、いろんな結果が出てございます。高森町は、ご存じのように、そこに煙突がございますけども、高森町には何ら援助がなかったということで、今回は、阿蘇町だけが良くなることには、私ども抵抗があるということで、煙突のかわりじゃございませんけども、迷惑料ということで、あそこに約2反ほど、1反半ぐらいですかね、そこを今回町の駐車場としていただくことに、理事会も決定いたしましたし、議会の方でも決定をみたところでもございます。今のところは、皆、本当の合併が仕上がってみらんことには、まだまだ各地域の村長さん、また町長さん方が大変地域エゴが出ております。そのエゴをどこで、皆さんが妥協されるかをよく見極める必要があろうかな思っております。私も町の不利益、または住民の方々の不利益になるようなことだけはそれは身体を張っても避けていくのが当然だろうと思っております。

また、合併問題につきましての話でございましたけども、私も今、佐伯議員がおっしゃいましたように、町村合併検討特別委員会の副委員長でございました。どこそこいろんな勉強もさせていただきましたけども、最終的に、久木野村で5カ町村の合併検討会がありました。当然、あの日は思い出しますけども、前町長さんから「今日は誰も反対しちやいかんですばい。今日はもう皆5つ、ぴしゃりうまくいくとだけん。絶対余分なことは言わんでください」とそういうお願いがございました。「一言も言わんでいいですか」と言ったら、それはもう佐伯議員が一番詳しくかと思えます。順番に説明をして回ってですね、久木野村にいったところが、久木野村は3村でないと、そのような希望があるというようなことをおっしゃいました。それはもう当然、トップの方々がお話をして決めた結果だろうと思えますから、蘇陽町さんも私ども高森町もえらい腹かいて、昼飯も食わんで帰ってきまし

た。その帰ってきた結果が、先ほど、甲斐議員さんがおっしゃいましたように、林業センターでの各議員さん方、課長さんとのお話であつたらうと、そのように思っております。合併にかてていただけなかった、こんな悔しい思いをしたことはございませんし、また、それだけの中に、うちの町長もまだ入っていなかったかなと思うと、何か少し寂しい気持ちでしたのも事実でございます。

ただ、今になって、評論家的なことを言っても、合併は進むものではございませんし、十分先ほどから各議員さんからいろんなご意見が出ております。できる限り、そういう状況も見極めながら、そして、皆さんのお知恵を借りながら、この合併については、打開してまいりたいと、そのように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） こういう状況でございますから、再度の質問をお許しいただきたいと思いますが、15年1月、土壇場ですね、改選前の土壇場、大雪の日に、長陽村・久木野村を回ったわけですね。新聞でいろいろ書かれました。町長の方に取材はされておったんですが、実際、町長は取材されても何も知らないわけですね。議会の方から要請して一緒に行こうじゃないかということだったと思うんです。議会の方から要請じゃなくて、議会の中でそれは町長も一緒に行ったがええばいいということになって、町長も一緒に行かれたと思うんですね。実際、決めたのは議会だった。熊日側は私には一切そういう取材はありませんでした。しかしながら、そういう形でいった。実際、県もマスコミ関係もどのような合併を本来望んでおるのかということが、私にはわからんわけですね。蘇陽町のことがあるものだから。当時、もし、蘇陽町との合併というものが本当に単独で1対1の合併ということをしたかったのならば、その際に、私達を長陽村・久木野村にやらなかったらよかった。しかし、やっぱり僕も行きたいという意向が強うございましたから、行かせていただいたんです。許可してもらったから行ったんですが、結果的には、途中で白水村まで行かなかったんですね。それはその時期はどういう時期かということ、久木野村・白水村・長陽村の任意協議会が法定協議会に移行しようという時期だった。だから、時期的には、そこが最終リミットです。タイムリミットだったんですね。だから、それを逃すわけにはいかんから、どうでんこうでん行こうと、1月29日にその2村に行って、2月3日に白水村に行って、そして白水村に行った足で振興局、そして蘇陽町というスケジュールでございました。しかしながら、途中で壊れたわけです。ですから、そこで高森町の合併というものは、本当にとん挫して

しまったと言ってもいいんじゃないかなと思うんですが、当時の話の内容について、今日は傍聴の方もいらっしゃいますから、当時の総務課長だった今の草部出張所長、あなたが当時、かたっていたらっしゃいましたから、当時の話の内容、覚えている限り、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 草部出張所長 岩下生人君。

○草部出張所長（岩下生人君） ただいま、ご質問がありましたように、当時、総務課長という職にありまして、ただいま、お話がありましたように、ちょうど議会中だったと思います。一応、今お話がありましたように、今後、単独で行く場合、議員も経費をいろいろ考えたがよかろうということで、急きよ、委員会の人を召集したというふうに記憶しております。その当時、記憶の中では、高森町の議員の報酬がどうなのか、その辺もちょっとお話がいろいろ出ました。最終的には、今の佐伯議員さんがおっしゃったように、その前に、何月かちょっと記憶にございませんけれども、南部6カ町村の議員さんの親善がいろいろあっていたということで、その席上で高森町はまだまだ加える用意はあるぞというようになちよとしたお話も出たというふうに私は聞きました、その席で。ならば、当然、議会も今、議員さんがおっしゃったように、定数削減もいいけども、まずは、3村の本当に門が開くのか、あるいは今後かててもらう用意があるのか、絶対だめなのか、その辺も聞く必要があるんじゃないかというお話があったというふうに記憶しております。

そこで、今言われたように、議会の方も動くならやってみようと、まずは、下に門が開くならば、蘇陽町さんはその当時、記憶しているところでは、もう上ですね、矢部町・清和村とのお話も出ましたので、蘇陽町と一緒に同行することは無理だろうと、まず、高森町がその橋渡しをしたらいいんじゃないかというお話だったように私は記憶しております。

そこで、日にちの調整については、総務課長でありましたので、私の方にしなさいということでございましたので、各村の総務課長さんに連絡をとりまして、一応こういうことで是非とも議長さん、あるいは村長さんにお伺いしたいということで、まず、ご返事いただきましたのが、今言いましたように、長陽村、それから久木野村については、早速、何日の何時にはよかろうというお話をいただきましたので、その旨伝えました。ただ白水村については、今しばらくちょっと時間をくださいと、それはなぜかと言いますと、今、かなりいろいろありますので、もうしばらく時間をくださいということで、決まり次第、うちの方にご報告するというごことばございました。そういうことで、当時、議員さん、これは議長も行かれたかちよっ

と私は行っておりませんのでわかりませんが、当時、行こうということで、ただし、そのやっている中において、新聞に高森町が抜け駆けしたというような記事が出たということで、急きょ、議員さんの方から私も呼ばれまして、どういうことかということで言われましたけれども、私も知らんとこでそういう記事が出ましたので、これは蘇陽町さんの方が、抜け駆けされたということで、高森町に非常に憤慨されているというお話が出ましたので、これは当然、蘇陽町の方に説明の義務があるということになりましたので、文書を作成いたしまして、それを私ともう1人誰か、そのとき同行しましたと思いますけども、蘇陽町の後藤町長さんの方に持参をいたしまして、その経緯については、蘇陽町の町長さん、後藤町長さんの方に面接をいただきまして、内容については縷々説明をいたしました。その当時、町長さんの方ではそういう状況だったんですかということで、おわかりはできたというふうに私は理解しております。

その当時の今言われました質問についての記憶は以上でございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤でございます。

3名の方々からいろんな質問がございましたが、私の知っている範囲内で質問させていただきます。話があまり長くなると、時間も足りませんので、大体6町村合併ということで、進んできたことは事実でございます。その中で、グリーンピアで会議がございまして、3村が立ち上げて捨てられたということで、この林業センターで臨時に皆さんが寄って話し合いがありました。そのとき、やはりそれは3村が捨てたならば高森町はどうでんこうでん、単独でいかにやいかんという皆さんの意見であったと思います。そういうところで、単独で行くならば、住民に説明会をせにやいかんというところで、その数字が出たと思います。そういうことで、単独でも行かれるということで、ずっと歩んできた中で、今、総務委員会でも話が出ますが、こういう厳しい時代がやってきたということで単独で行けるかということ、ちょっと無理じゃないかということでございますので、その辺から総務課長に初めの単独でいく数字の説明と、今の現況を説明していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 当時の財政状況について、その時点での把握される分で把握して積算されており、10年間の計画をなされておりました。それ時点でこういった形でいきますよというご説明で地区を回ってまいりました。現時点では、先日、お示し申し上げましたように、交付税減額の分の算定方法、変わっております

ので、減額になってきております。それに見合った収支あたりを先日、ご提案申し上げていたところでございます。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） ただいま、蘇陽町との合併は問題とかいろいろ出ますが、この高森町、3村1町の合併のときが、私は色見でございます。色見は借金で赤字でどうもならんで、あの合併をさせてもらったと思います。その当時、草部、野尻は山が大変景気のいい時代でございましたので、草部、野尻も一緒にしたがるよかろうということでやったように記憶します。そして、野尻はいろいろ整理をいたしまして、約3年遅れて合併したように記憶がでございます。そういうことでございますので、ただいま、蘇陽町と高森町の合併はということは、それはどっちも捨てられたから言うことであって、あくまでも高森町が単独で行くならば、これは一番いいことであるということをお私はずっと言ってきたつもりでございます。しかしながら、なかなか単独では行けないような現況でございます。上色見も学校統合問題にいたしましても、合併を前提にやっているので、必ず統合を早くしていただいて、学校跡地あたりも立派に整理をしていただくということで、私達も選挙にも出てまいりました。

しかしながら、この時代になって、数字からどうのこうの、何からどうのこうのじゃなくて、真剣に両町が話し合いをしながら、そこで切れるのは別ですけどね、この場でも賛成反対ということは、私は厳しく思います。

議員さん皆さんがどういうお考えでございませぬか知りませんが、本当に単独でいくなら、町長のやり方もまだ変わっていかねばならないと思います。そういうことがございますので、町長さん、いかがでございますか。結局、この度、合併問題を外せば、10年ぐらいかかるとは思いますが、その高森町の行き方に対して、やっぱりいろんな構想があると思います。これは、合併をしないのであれば、今日中に会議をいたし、町のやり方を示していただきたいのが、私の思いでございます。いかがでございますか。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先日の臨時議会で申しましたように、意見を申しましたけども、この意見に気持ちが変わるものではございませぬし、このとおりに私は進めてまいろうと思っております。

また、前回申しましたけども、平成17年4月1日から市町村合併特例法に関する新法が5年計画でなされます。その内容についても、今から今後、十分検討し、

どの方法が一番いいかを皆さんと一緒に検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 先ほど、13番議員さんがお尋ねになりました合併の住民説明会の件でございますが、これにつきましては、先ほど、14年2月分と14年10月から11月にかけて説明した部分がございます。大変申し訳ございません。その10月から11月にしました分で、朋友館で37名、河原老人憩いの家で26名、草部基幹集落センターで31名、旧JA草部北部支所で12名、高森中学校体育館で88名、それから色見小学校体育館で33名、上色見小学校体育館で46名、計273名の方が出席されております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 住民の皆様方が高森町の将来を考えて、多大な労力をお使いになり、また、いろんな知恵をお絞りになり、高森町の住民の行く末を考えての住民発議でございますから、私も反対の意見をそれなりに述べさせていただきたいと思っております。ただ反対だけでは、一生懸命出された皆様方に失礼に当たりますから、私が町村合併検討特別委員会、当時の委員長でございましたので、そのときの考えとまた、今の考えを述べさせていただきたいと思っております。

現在、高森町は、阿蘇郡内のいくつかの合併協議会があつておる中において、西原村・高森町、それに産山村がはっきりと単独で残っております。現在進行形、また確定というところが阿蘇市ですね、阿蘇町と一の宮町・波野村、南小国町は解体するそうでございますが、蘇陽町につきましては、矢部町・清和村と41項目における多大な項目、要するに、行財政についてのいろんな宿題を現在までクリアされたということが先般の新聞等で後藤町長の発言でなされております。

私は、自治体規模が違うそれぞれの町村が、私はこの大項目41項目を見ますと、行政制度等の250項目の現況調査も含めて、その中に入ってくるわけですが、それを含めて、それを3町村がすりあわせをしたということは、私はその3町村が並々ならぬ熱意で合併に向けての動きをされていらっしゃるものだというふうに評価をいたします。住民の皆様方からすれば、確かに隣接する部分においては、不平不満が出てくると思っておりますが、しかしながら、島国でない以上は、やはり

町土と村土と市土とか、いろいろありますけれども、その区域はどこかに隣接をする、その隣接をしたところがやっぱり一緒になれば一番いいというのは、やっぱり人間の希望であると思います。しかしながら、今回の合併は、国・県の財政の逼迫による大同合併、合併特例法でありますから、自治体も実際、合併が必要なところもあると思うんですが、現在、高森町においては、私は先ほどから議会から出てくるように、町長の行政手腕、財政手腕が正しいとははっきりとは申し述べられません。ましてや、合格点をあげると言っても、まだまだ合格点には届いていないと思います。

しかしながら、当時の合併をしないで単独でいくと言ったときの職員がほぼ残っておる中で、私は、財政改革、行政改革を私はやれないことはないと思うんですね。合併したところは、今から合併をして行政面の設備投資をしなくちゃならない。高森町は、合併をしないでおると、単独でいくことによって、経済も絞るんですけれども、町内の経済基盤整備が今合併をしようとするところよりも、より早い状況で手をつけることは私は可能になってくると思います。そして、新たな体力を付けて、その後の合併において、どのような形の合併をしようかということを実際に根から考えていければ、僕は幸せであると思いますし、町民の皆さん達も幸せになってくるというふうに確信を持っています。

ですから、今回は、蘇陽町・矢部町・清和村が41項目という、この大項目、そして行政制度の250項目をそれぞれすり合わせられたという、この意気込みを評価して、私はしばらくの間じゃないんですが、蘇陽町・矢部町・清和村の合併を高森町としては、温かく見守っていくべきであるというふうに思っております。

ですから、その意味をとらえまして、反対の意見ということでございます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論を求めます。どなたかございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

私は、賛成討論をさせていただきます。まず、理由といたしまして、確かに、町長等おっしゃられますように、近隣町村の動向を見極める、これも重要なことですし、夢を求めるまちづくりを進めるというのが根底でございますけれども、今回は、法定協議会の設置をするかどうかの部分でございまして、合併の結論を出す部分ではございません。したがって、私はやはり他町村と同様、一度はきちっとした形で協議会というテーブルについて、そして、合併の中身について議論を進めるべ

きであって、まず、協議会に参加しないままに合併どうのこうのではないというふうに判断いたします。

したがって、同じテーブルにつく、同じテーブルの中から合併した方がいいのか、しない方がいいのか、その部分の答えを求めるがためにも、協議会の設置を強く求めるものでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに反対討論はございませんか。ほかに討論はございませんか。賛成討論も含めて。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

私は、町村合併検討特別委員会の委員長といたしまして、23日の冒頭に委員会としての報告をしたわけでございます。その中で、私は、今、発言しますことにつきましては、あくまでも一議員として発言するわけでございますけれども、賛成討論をいたしたいと思っております。

いろいろ委員会の中でも検討しておりますし、高森町が今後、進むべき道はどうであるのか、これを今まで議会の中でいろいろな合併についての質問、討議、あるいは行政サイドからの財政的な問題、いろいろと縷々説明、検討をなされているのも事実でございます。それを見極めまして、今後、高森町が高森町自身として、本当に単独でいけるのか、これは、大変疑問でもありますが、やろうと思えば、やれないことはない。それを今の財政状況の中でどれだけ努力ができるのか、また、住民がどれだけそれで満足されるのか、そこらあたりが私は一議員として、大変懸念をしておるというのが事実でございます。

私は、この度の合併、同一請求にいたしましても、先ほどの報告でも申しましたように、幾度となく高森町は合併について結論を先送りにいたしております。また、町長の発言にいたしましても、あくまでも合併はすべきであるという気持ちを述べられております。それを考えますときに、私は蘇陽云々、これも今日の時点では同一請求でございます。あえて蘇陽町と言いますならば、私はあくまでも蘇陽町とまずテーブルにつくことが先決ではないか。協議会設置のテーブルにつくことが大事ではないか。そうすることによって、あくまでも阿蘇南郷5カ町村6カ町村の今後に向けての整備をするのも必要ではないか。対等的な立場の中で、合併を進めていくのが筋ではなかろうかと、かように思うわけでございます。

5月の参議院の中でも決まっております17年度からの新合併特例法5カ年の時限立法の形が決まっております。この中にも、あえて1万人未満を対象という形が

含まれるというようなニュアンスも出ております。このように、国としても、目標が徐々に固まりつつある中で、本当に一町村が小さい町村が単独で自信を持っていくという自信は私は高森町として、本当に声をあげて、町民に示すことができるのか、そういうことを考えますときには、この度の同一請求について、協議会設置について、賛成するものであります。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんですか。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤でございませう。

私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

意見陳述等をお聞きました。本当に真摯なお話だったと受け止めておりますが、現状においては、蘇陽町に関しましても、山都町という新しい町名のもとで廃置分合の決議を迎えるばかりのところまで進んでおります。

それと、もう1つは、蘇陽町においては、町長のリコール請求もあっておるやに聞いております。こういうことを鑑みますと、今、どうしても合併の方向に向けて進まなければいけないのかと、そういうふうには思えてなりません。政治状況というのが、蘇陽町の中において、混沌としている状況ならば、その姿がはっきりしてからでも遅くはないと思っております。

それから、私は、まだ当選1回の議員でございませうが、選挙に出馬するときには、いろいろな人から合併せんといかんぞと、おまえ、合併することに対しては賛成と、そういう形でがんばってくれというような言葉をたくさんいただきました。その中で、自分なりにいろいろな方、お聞きました。また、執行部の方にもお話を聞きしながら、今日を迎えているわけでございますが、そのお聞きしたこと一つ一つをそういう私にいろいろなことでおっしゃった方に実はこういう状況ですよと、こういう今お話が進んでおりますと、そういうことを一つ一つ説明をしていったときに、少しずつ態度が変わられた方もいらっしやいます。

また、ここ数日は、今日、こういうことがありますということで、夜遅く、いろいろ支持をされた方等をお回りしたり、あるいは、祭の準備等で一緒になったときに、休憩時間にこういう話がありますということをしてますと、強行に言っていた人も今はそういう意見をおっしゃいません。ということは、風の便り、風聞噂、こういうものに乗らされて、合併せんと町財政が破綻するとか、そういうことに惑わされておった部分も多分にあるやに思えてならないわけでございます。

ですから、町長もおっしゃいましたように、住民説明と、これはもつともつとされる部分もあるだろうと思ひますし、住民投票もしたいんだと、そういうこともお

っしゃっております。ですから、きちっとした住民の意思がはっきりした時点で、私は合併の方向に進むなら進む、単独でいくなら、単独でいくという方向性を決めるべきだと思っております。

そういう立場から今度の請求に関して、私は反対の討論といたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

さっき途中で町長の決意を聞きたいところでしたがけれども、すんなりとそのまゝいってしまいまして、申し訳ございませんでした。

私も非常に残念でありますけれども、今回は、これはもうすべきでない、そういうふうに思っております。やっぱり合併して、すぐまた、合併ができるかという、そうじゃないんですね。やっぱり1回合併をして、廃置分合を決めて、庁舎なり決めたら、15年なり、20年はこれは動かさないというふうに私は思っております。そういうことで、それよりも17年から新法が決まりましたので、これに則って、南阿蘇は一つになる方法を考えた方が早く合併の道が開けるんじゃないかと、そういう気持ちでございますので、それともう一つは、41項目ですか、これを今から3月31日まで詰めるという、やっぱり担当になった職場の職員はもうおそらく寝ずでいろいろしなきゃならんというふうに思っておりますので、また、蘇陽町が2足の草鞋を履いてされるのかも非常に疑問でありますので、今回は、高森町としては、そして、やっぱり町民の不安を払拭するためにも、一日も早く、南阿蘇が一つになる方法を考えた方が適切だと、そういうふうに思っておりますので、反対といたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

朝から大変皆さん方からいろんな質問等あり、今、いろんなご意見が出ておりますけれども、私は、この件に関しまして、反対といたします。

なぜならば、やはりもう皆さん方が先に述べられたとおりであります。今、蘇陽町と高森町のこの合併につきまして、本田さんの方から意見陳述が述べられました。非常に一生懸命に合併について勉強もされ、考えていろいろ述べられました。それはわかりますけれども、今、蘇陽町にしましては、矢部町・清和村と3町村がもう皆さんが述べられているとおり、合併が進められているというだけでなく、もう終わり掛けているような状況の中でありまして、結果がどうなるか、私にはわかりませんが、私といたしましては、今回のこの件につきましては、反対といた

します。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第41号について採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立少数です。よって、議案第41号、蘇陽町・高森町合併協議会の設置については、否決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

企業等誘致特別委員会から現在までの調査報告を行いたい旨、申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、企業等誘致特別委員会の現在までの調査報告を許可することに決定いたしました。

企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 6月定例会以降の委員会の活動状況について報告いたします。

去る7月8日、9日の両日、鹿児島県吉松町にあります矯正施設鹿児島刑務所の視察及び吉松町役場における誘致の経緯、現在の状況、また、熊本県庁におきまして、熊本県企業立地課、工業振興課との意見交換を実施いたしました。

なお、今回の調査研究には、議長、町長が同行されております。吉松町においては、委員さん1人欠席でございます。

まず、矯正施設の視察であります。周辺は、農村地帯であり、施設は丘陵地帯に設置されておりました。職員宿舎及び矯正施設正面以外は周囲にとけ込んでおり、静かな環境でありました。吉松町役場からも直線距離にして、約600メートルとのことであり、受刑者また地域に配慮した施設であることが伺えました。

翌7月9日、吉松町役場において、町長、議長に出席をいただき、誘致の経緯、現状等について説明を受けたところであります。特に、現町長が当時の担当者であ

ったことから、有意義な話を伺うことができました。その中で、特に、強調されていたことは、住民の不安はあったが、最大の条件は議会がまとまることであるとの感想を述べられたことが印象に残っております。また、観光産業等への影響はほとんどなく、慣れることが一番であるし、慣れるとのことでありました。財政的には、自主財源確保のためには、非常に有効だとのことでありました。一方、地元からの食材等の提供については、米については無理であるが、野菜等については入札などにより、提供が可能であるとのことでした。米については、中身については、囚人でございますので、古々米等を配給されておるようでした。

最後に、吉松町長からは、住民の方々においでいただいても構わない。自分が話をしてもよい。必要があれば、高森町まで出向いて良いとの力強い言葉をいただきましたこともつけ加えます。

次に、同日午後、堤県議同席のもと、熊本県企業立地課、工業振興課との意見交換を行いました。これにおきましては、全委員出席でした。最初に、企業立地課から県内における企業の立地状況は非常に厳しいものがあり、平成15年度の誘致件数は7件という状況のことでした。工業振興課からは、阿蘇ソフトの村について、バブルの崩壊後の投資意欲の減退により、未だに誘致ができていない状況であり、企業の保養所なども念頭に検討したが、状況は良くないとのことでした。意見交換におきましては、ソフトの村用地の活用について、有効活用につながる如果能够あれば、町からもプランを出していただきたい、また、公的機関、いわゆる矯正施設の誘致について、用地の提供が可能かとの問いには、国への寄附行為の問題があるが、検討するとのことでした。そのほか、特色ある学校教育としての利用の質問に対しては、郡全体として取り組めるようなことであれば、提案いただきたいとのことでした。

このようなことから、平成16年7月23日、委員会室において、委員全員と企画財政課長、並びに課長補佐、出席のもと、委員会を開催いたしました。この中では、矯正施設の誘致について、次のことが確認されております。

民間企業の誘致については、企業の目が東南アジアに向いている現状から、誘致の可能性は極めて低いとの判断から、今後、矯正施設の誘致を第1として、進めていくことといたしました。ただし、少数意見として、その他の可能性についても、検討していただくべきとの慎重意見があったことも申し添えて、委員長報告いたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 特別委員長報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会日程など議会運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会、企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成16年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第2回臨時会

平成16年7月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111